

平成28年度第3回北杜市図書館協議会会議録

- (1) 会議名：平成28年度第3回北杜市図書館協議会
- (2) 開催日時：平成28年11月17日（木）午後1時30分～午後3時20分
- (3) 開催場所：北杜市金田一春彦記念図書館 SVホール
- (4) 出席者： 協議委員 柴山 裕子／山中 長壽／須田由美子／
中山 洋美／齋木久壽／
事務局 浅川教育部長／花輪図書館長／長谷川 誠・小野 まどか・
相吉 悠（総務担当）／
- (5) 議題： (1) 掲示物の取り扱いについて
(2) 平成29年度の新規事業について
(3) その他

報告： (1) 新聞・雑誌 購読希望アンケートの結果について
(2) 各図書館の近況報告について
(3) その他
- (6) 公開・非公開の別：公開
- (7) 該当なし
- (8) 傍聴人の数：10人
- (9) 審議内容

議 題

- (1) 掲示物の取り扱いについて

会 長：9月議会において、野中議員が図書館の掲示物について質問をし、教育長の答弁として、「図書館協議会の中で検討し、統一的な方針を定めたい」という答弁があった。しかし、図書館協議会に諮られる前に、掲示の再開が決まったが、この経緯について説明を願いたい。

部 長：9月議会において、教育長から掲示の基準について見直しをさせていただきたいということで答弁をした。これについては、今回問題となっている掲示を不許可にした特定の団体の発行物の取り扱いについて検討するというのではなく、これまで優先順位となっていた掲示の基準を見直し、より分かりやすい基準に変更をしたいということである。生涯学習の催しもののチラシなどの掲示を想定していたと思われる現行の基準からは外れるのではとの判断でいくつかの団体の会報を掲示不許可にしたが、あくまで

さまざまな団体の利用、要望が増えている現在の利用状況に合わせて現行の基準を改めたいということであり、特定の団体を排除するものではないので、不許可にした掲示物について掲示を再開した。議会後、図書館協議会をもっと早く開催すればよかったが、さまざまな状況の中で本日となつてしまい、誤解を与えたことに対してご理解いただきたい。

協議会の皆さんにご意見をいただき、現在の状況に合った基準を設けていきたい。また各図書館の掲示コーナーの状況についても、より見やすい設置の仕方、運用の仕方についてもご意見をいただき、住民の皆さんに利用しやすいコーナーとしていきたい。

会 長：掲示を再開したが、新しい基準が出来るまでの暫定的な措置ということでもいいのか。

部 長：新しい基準が出来れば、全ての掲示物が新しい基準に則って運用されることになる。ただし、優先順位という基準ではなく、掲示できない具体的な基準、例えば誹謗中傷しているものとか、営利が目的のものとか、明らかに会員の募集だけが目的のものなど具体的に掲示できないものの条件を整理して新しい基準を作っていきたい。新しい基準については 29 年 4 月からの運用が出来ればと思っている。

事務局：市内 8 図書館には掲示のスペースがあるが、スペースは空きスペースの有効活用、図書館のお知らせなどの掲示を想定して始まった。しかし、イベントのチラシ以外に地域に関するものが増えてきている。現行の申請書の基準は、生涯学習の機運の高まりとともにそれを後押ししていこうという趣旨のもとで優先順位が

- 1) 北杜市役所が発刊及び取扱（後援・協賛）のもの（申請不要）
- 2) 官公庁が発刊及び取扱（後援・協賛）のもの（申請不要）
- 3) 教育的内容（文化・芸術等）のもの
- 4) 地域振興（催事）に関するもの
- 5) 思想に偏らないこと
- 6) 特定の宗教に偏らないこと
- 7) その他館長が認めたもの

となっており、あいまいな部分が多い基準となっている。掲示物の不許可を出した団体の会報などについては、生涯学習という観点からそぐわないのではという判断があった。しかし当初想定していなかった内容の掲示物について設置の要望が増え、基準が現在の状況に合わなくなってきており、基準を見直す必要があると考えた。掲示を不許可とした掲示物については新しい基準が定まるまでの間の措置として、掲示を再開している。委員の

皆様のご意見を伺いながら、現状に即した新しい基準を作っていきたい。

会 長：掲示物に関して県内の他の図書館での状況は

事務局：韮崎市立図書館、南アルプス市立図書館、甲斐市立図書館に問い合わせたところ、図書館のお知らせや官公庁の刊行物などだけ設置している館がほとんどである。地域のサークルなどのチラシはないのか再度確認したところ、南アルプス市立図書館スポ少の団員募集のチラシがあったぐらいである。北杜市は市民の活動が盛んでさまざまなグループが多いということであるし、一方掲示物の設置の基準がこうした実態にあっていないということだと考えている。

各館の掲示コーナーをみると、どの館も非常に限られたスペースであり、各館で工夫をしながら掲示物を設置している状況である。しかも県外でのイベントのチラシなどの要望もありチラシ設置の申請は増え続けており、現場の職員スタッフには負担が増えている、

委 員：掲示のスペースについては限りがあり、生涯学習であるから何でもかんでもOKというわけにはいかず、優先順位や規制が必要と考える。ある程度の規制をしなければ、申請数も増えていき職員の負担も増大するだろう。

委 員：掲示を不許可にしたきっかけは何であったのか。

少し前に開催された金田一図書館の読書会では、新聞に掲載された内容に対し市当局からクレームがあったとお聞きした。こうしたことから中立性があいまいなものについて過敏になって、自主規制をしたということなのか。

会 長：この問題は掲示物に限る問題ではなく、図書館としての基本的な姿勢が問われていると考える。この図書館としてあり方をここで確認をしておかないと今後もあとをひく問題となっていくであろう。図書館で「図書館法」や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「公立図書館の任務と目標」、「図書館の自由に関する宣言」など資料を用意してくれた。図書館とはどういうものか、どういうもの目的で設置されているのか、何故このような基準がでてきているのかなどの点について、こうした資料で確認をしたうえで議論を進めていかないと、萎縮してしまうとか政治的に対立するような問題であれば、一つの意見しか取り上げられずに住民に十分な情報が届かなくなる可能性がでてくるのではないかと危惧している。

「図書館の自由に関する宣言」のなかには、「権力の介入または社会的な圧力に左右されることなく」資料を収集し利用に供しなければならないとされており、どこかから介入があったのではないかという疑念をもたれるということはあってはならない。図書館とは、こういうものだという認識を

持っていただき、掲示物の取り扱いについて検討していきたい。

委員：「公共図書館の任務と目標」の中には、「住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館が支持することを意味するものではない。」とある。図書館は自信を持って双方の資料を置いて、どう受け止めるかは見た人の判断であって、図書館が判断する問題ではないのではないか。

会長：資料については図書館がいい悪いを判断するものではない。例えば中部横断道の問題でいえば、かつて国でアンケートを調査したことがあったかと思うが、そのときの資料は図書館にはない。国の事業だとはいえ、北杜市にとっては非常に大きな事業である。アンケートの集計などは地域資料として図書館が残しておく必要がある、
私は、かねてから明野の処分場問題に関わっていた。このときのさまざまな資料については、ある個人が持っているだけであり、その方がなくなってしまうと、資料が散逸してしまう可能性がたかい。処分場は評価まで時間がかかるものであり、後世の人たちにもこうした問題があったことを伝えていくためにも図書館でしっかりと資料を保存しておいてもらいたい。今回の問題はパンフレットを置くかおかないかという問題ではなく、地域資料として保存していくことはもちろんとして、地域に関わる問題については、チラシの配布という部分についても積極的に開いていく必要があるのではないか。

委員：資料の中身については見た人の判断にまかせればよく、図書館としてその是非を問うものではないと考える。

金田一図書館の読書会については、さまざま分野の本を選んで開催をしており、新聞記事では特定の政治的意図があって開催をしたかのような誤解を与えるものになってしまっていたのが残念である。

会長：読書会では、幅広いジャンルから本を選んで開催しているのであるから、特定のジャンルの本を選んでいないということをもっと広報する必要はあるのだと思う。

委員：図書と掲示物とはちょっと違うのかなと思う部分もある。文部科学省で「地方分権時代における教育委員会の在り方について」という中教審の答申の中で、図書館は社会教育の施設として位置づけた上で、「図書館、博物館についても、図書や展示資料の選択について政治的中立性が要請されるものである」と言っている。また先程来、話が出ているように、図書館は住民が自ら判断できるようにさまざまな資料を収集し提供しなければならない

とされており、スペースや予算の限りはあっても資料を自由に選択する権利を図書館はもっており、図書館の自立性や主体性は大きい。

これらは、図書館が主体的に資料を収集し提供する場合の考え方であって、今問題になっている掲示物というのは、特定の団体や人たちの広報や PR の場として利用されているもので図書館は依頼されてスペースを提供しているものであって、図書館が主体的に資料を提供しているものではないので、いわゆる図書館資料とは扱いの考え方は違うのかとも思う。いろいろな意見の資料があってもいいと思うが、具体的な取り扱いを考えると、政治的な内容のチラシだった場合に、広報と見るのか、主体的に扱うべき展示物としてみるのかという難しい判断があると思う。

会 長：政治的かどうかという判断は難しい。例えば原発の問題については、国が進めているんだからいいんだという意見もあれば、そうじゃないという意見もある。反対しているグループからしてみれば、自分たちが学習したことを多くの人に知ってもらいたいという思いがある一方、財力があるわけではないので、人が多く集まるところに会報等をおかせてもらいたいという要望がある。そのときにどう扱うかはその施設の管理者の裁量になってくると思う。私は住民運動は究極の生涯学習、社会教育だと思っている。こうした活動の中で学ぶことは大変に大きなものである。図書館は生涯学習、社会教育の大事な場であると考えるのであれば、今回のチラシを置いていいのではないか。

委 員：政治的という言葉がでてきたが、国や自治体の進めようとしているものに反対することが政治的なのか、さまざまな政党の機関紙を置いたりすることが政治的ということなのか。政治的中立という言葉が分からなくなってきた。

委 員：政治的中立という言葉だけとっても、人によって組織によって違ってくる。ここでその話をしてもまとまらないし、ましてや 1 回、2 回の審議会で結論が出るものとも思えない。

会 長：もちろんそうだが、基本として図書館は中立の立場にあるということは確認したい。ここでいう中立とはどこからも影響を受けないという意味の中立である。この点をはずしてしまうと、究極的には図書館の資料も偏ったものになっていってしまう危険性があるのではないか。収蔵資料であれ配布物であれ、あくまでも資料の価値を判断するのは、利用者一人ひとりであって誰かがこれはダメだという権利はないのではないかと考える。

委 員：スペースに限りがある以上、どこかに基準や優先順位は必要で、これまでの基準も他市と比べても、北杜市だけがおかしいということではないと思う。

- 会 長：当然、今日結論を出さなければいけないということではないが、協議会として新たな基準なり、優先順位を検討して示していかなくてはならない。スペースに限りがあるし、県外の催し物のチラシなども申請がある現状を考えれば、優先順位を定める必要があることは共通認識だと思う。
- 部 長：先ほど委員の皆さまに触れていただいた「公共図書館の任務と目標」の中の、「住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館が支持することを意味するものではない。」の部分については中立性を保って図書館が資料を選択し所蔵することについて明記されており、図書館としての根幹的な責務だと認識している。
- 掲示コーナーは、あくまでも図書館のサービスの延長線上にあるものだと考える。言い換えれば図書館の掲示板を利用する方々にどこまで応えてあげられるかという部分になろうかと思う。図書館が主体性をどれだけ持つのか、申請者側の要望にどれだけ応えるのかという判断に基づくものである。図書館で判断して図書館の中で展示をするということであれば当然図書館が主体性を持ってやっていかなければならないが、それ以外にサービスとして行う掲示については、スペースの関係で無尽蔵に受け入れることはできないので、申請者側の要望にどこまで応えていくのかというところを考えていかなければと思う。
- 会 長：どういふものを置くべきか、置かないかについては実際にコーナーを見てもらって考えていただきたい部分である。現在おいてあるチラシ等の数は、明野図書館で250種類、すたま森の図書館で391種類などとなっており、あまりに多いのも事実。そういうなかで他市でのイベントのチラシもあるのは事実であり、何らかの基準が必要だということは感じる。
- 委 員：今までは設置しているチラシの期限が過ぎた場合には、職員が片付けているのか。
- 会 長：今まではそうだ
- 委 員：他市の図書館では期限が過ぎたチラシは、申請者が図書館に回収にいかなくてはいけないところもある。北杜市でも少しでも職員の負担を減らすため、期日が過ぎたものを回収してもらうようにしたらどうか。
- 会 長：チラシ整理をしてもらうボランティアを募集していいかも知れない。今回の問題が議会でも取り上げられたこともあり、8図書館を回り各館の掲示スペースを確認してきた。職員にも話をきいてきたところ、チラシの数も多く入れ換えが激しく職員の負担が多いと感じた。
- 何を置くか置かないかという基準については、基本的には図書館は自由で

あり何の影響も介入も受けないということを確認したうえで、掲示できるものの優先順位というよりは、掲示できないものをあげていきそれ以外は大丈夫というような基準にすべきだと思う。もう一点、現行の基準にある、7) その他館長が認めたものという基準については、館長が変わった場合に判断の基準が変わってしまうことがあるので、人によって判断が変わってしまうような基準は減らして、掲示できないものを列記するような基準に見直すべきだと思うがいかがか。

委員：何がいけないという基準もいざつくるとなると難しい

会長：確かに難しいが、一般的に考えれば、公序良俗に反するもの、明らかに営業目的のもの、宗教勧誘が目的のものなどがあげられるのではないか。

委員：他にも個人を攻撃するものや人種差別を助長するものなどが考えられる。

会長：ここであげていてもキリがないので、次回までに各人が考えてきて、次回決定するというところでどうか

事務局：事務局でも案を作成して提示もさせていただく。

会長：北杜市議会には議会図書館のようなものはあるのか

部長：図書館とはいえないが、一坪、二坪のスペースに条例などが置いてある資料室のような場所がある。

会長：野中議員の代表質問のとき、会派の会報が公共施設に置けないという話があったが、議会の中に各会派の会報などを置いておいて、自由に閲覧して持っていけるようなところがあればいいと思った。

部長：議会の中にはそのようなスペースはないと思われる

会長：議会でなくても庁舎の中にそういう場所をつくれぬものか。議員の活動も私たちの税金で成り立っており、会報自体も政務調査費で作られているのでは。

部長：政務調査費は1ヶ月1万円しかないもので、それで作られているということではないかと思う。

会長：そうであっても、会派でお金を出し合って、議員としての活動を市民に伝えようとしているのだから、みんなが手に取れるところにあってもいいのではないか。これについては市サイドで検討していただきたい。

部長：図書館のような公共施設と庁舎のような公用施設とでは、考え方が違うのだが、掲示については公共施設については各施設において、こうした配布物などの取り扱いについて検討をすることになっており、本庁については総務課のほうで対応することとなっている。

会長：会報を出していない会派もあるので特定の会派となってしまうので、庁舎の中にも置きづらいという部分はあるのかなと思うが、市議会の会派の会

報などは、本庁のどこかに置いてあって受け取れるということになれば、図書館ではこうしたものを置く必要もなくなり、図書館で置く掲示物も明確化できるのではないかと思う。

いずれにしても、次回までに基準について各委員が考えてきていただき、次回再度話し合いをもつということにしたい。

また、各館の掲示コーナーについて、資料で見るだけではその状況がわからないかと思うので、一度委員の皆さんで各館を回って見学をしてはどうかと思うがいかがか。

委員：協議会の会場を他の図書館持ち回りでやってみてはどうか。

会長：8図書館あり広いので、まわるだけで2時間、見学もすると4時間以上かかってしまうので、協議会とは別の日に見学の日を設けたほうが良いと考える。

事務局：8図書館それぞれ状況や環境も違うので、ぜひ一度現場を見ていただきたいと考えている。1月になるかと思うが、2、3日候補日を提示させていただき日程を決めさせていただきたい。

会長：そのような形で見学会を実施するというようにする。

事務局：先ほど地域資料の話があったが、図書館としては地域に関するさまざまな課題などの情報についても、賛成、反対双方の資料をそろえて閲覧できるようにしていきたいと考えている。ですので、こうした資料も所蔵しておいたほうが良いというようなものがあればご指摘していただければ有難い。

会長：事務局にお願いだが、今回委員に配っていただいた図書館法や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「公立図書館の任務と目標」、「図書館の自由に関する宣言」などの資料は、委員が新しくなったときに渡していただきたい。

事務局：了解した。他にも必要な資料があればお渡しする。

(2) 平成29年度の新規事業について

*事務局より新規事業について説明

- ・金田一図書館の外装改修工事を来年度予定している。金田一図書館では数年前から雨漏りがあり、資料の保存などの観点からもしっかりと改装工事をして漏水について修繕をしていくこととした。
- ・これまで平成27年度には雨漏りの調査を行い、今年度は改修工事の設計を行っており、来年度改修工事を行っていく。
- ・主な工事内容は、屋根のトップライトの葺き替え、屋根全体の塗装、陸屋根部

分の防水シートの改修、外壁の塗替えを予定している。ただし、これを全て行うのかについては財政サイドとの協議の上決定していく。

- 工事期間は5ヶ月から6ヶ月間かかるということであるが、工事内容からすると、特に閉館は必要ないということである。ただし塗装もあるのであまり寒い期間にはできない面があるので、春先から秋口にかけて行っていくことになると考えている。
- こうした改修を行うことで施設の長寿命化を行っていきたい

- 金田一春彦記念図書館アーカイブデジタル化事業については、金田一春彦先生と平山輝男先生から寄贈していただいていた貴重なアーカイブ資料について、デジタル化し公開していく事業を27年度から3ヵ年で行っている。
- 今年度については紙資料のデジタル化とインターネットで公開するシステムの構築を進めており、来年7月か8月からはインターネット上での本公開をする予定である。
- 来年度、公開を記念したシンポジウムを行い、研究者や地域の方々に広く周知し、この資料を多くの方に活用していただけるようにしていきたい。このシンポジウムの開催経費については190万円を予定している。この経費については、図書館振興財団からの助成金を財源とする。
- 本公開についてはA D E A Cという各地のデジタルアーカイブ資料を公開しているサイト上での公開を予定しているが、今後、このサイトの利用料が経常的なランニングコストとしてかかってくる。今の見積もりでは月10万円という経費がかかる予定である。この経費については図書館予算の中の経常経費という施設などの維持に係る部分の予算を見直し、削減する中で予算の確保をしていく。公開に当たって経費はかかってくるが、これによって図書館の資料費やイベントに係る事業費が削減されるわけではないことご承知いただきたい。

委員：金田一図書館の外装改修工事については図書館の通常予算とは別で確保されるということでいいのか。

事務局：通常予算とは別の特別分として予算要求している。

委員：寄贈された資料は、全て著作権なども図書館に委譲されているということでいいのか。

事務局：資料にはさまざまなものがあり、例えば金田一先生が作詞作曲した歌の録音資料だとしても、歌い手、演奏者には演奏権という著作権に付随する権利が発生する。今、一つ一つの資料に対し、この著作権にかかるものがあるかどうか、公開できるかどうか確認をしている最中である。

事務局：今回の事業が始まったきっかけは、先生の貴重な録音資料が劣化してこのままだと聞けなくなってしまうので、なんとかデジタル化したいというところからだった。著作権等のからみで公開できるものとできないものが出てくるのは当然なのだが、資料の保存という意味では、最大の目的は達成できると考えている。

会 長：経常経費から月 10 万円という経費は本当に捻出できるのか。

事務局：経常経費については前年比 2%の削減が要求されている。経常経費は、高熱水費や燃料費、委託料、賃借料などになるが、こうしたものの削減の中で捻出していく。

委 員：こうしたランニングコストについて、どこかの補助金や助成金などの財源は見つけられないのか

事務局：今、総務省などから地域資料のデジタル化に対する補助が出ているが、こちらで把握している限りではどこの補助金もデジタル化自体には助成がついても、ランニングコストの部分に経常的に当てられる助成金はないのが現状である。

会 長：当初、このデジタル化の話が協議会の中で出たときにも、そもそもこの事業は北杜市図書館でやる事業なのか、資料の価値からいっても県などでやる事業ではないのかという話がでた覚えがある。

今後の予算を考えたときにも、できたあがったものをそっくりどこかに委譲してしまうことはできないのか。これで利用者が少なかったということになれば、住民感情的にはなかなか納得いかないのではないのか。

事務局：公開後は、アクセス件数などがデータとして残るので、費用対効果を検証していく必要はあると考えている。こうした検証を通して、効果がないということになれば、公開を途中でとめることも可能である。まずはこの事業を通して、貴重な資料をデジタル化して保存することができたことが大きいし、デジタル化したデータ自体は公開するしないに係らず図書館には残っていくものである。

事務局：インターネットで公開し間口が広がることで、多くの人たちに触れられる機会が広まると考えている。現状では、資料一つ一つにキーワードがついていなかったり、内容の記述がなかったりとデータに不備があり、見てもらにくいものになっている。またアダック自体が大人向けのつくりになっているのでとっつきにくい部分がある。こうした部分については本公開に向けて改善をしていきたい。

委 員：頑張って利用件数を増やしてもらいたい。

委 員：貴重な資料だとは思いますが、特殊な資料であり専門的な資料であることは間違いなく、広く万人に利用されるものではないと思う。継続的に多くの経

費がかかっていくことを考えると、会長が言われたように公開については他の団体等にしてもらおうようなやり方をいずれしていかなければならないのかなとも感じる。

会 長：経常経費から月 10 万円捻出するというは大変なことだと思う。それによって職員が寒い思いをしたり、運営に不都合がないようにしてもらいたい。

報 告

(1) 新聞・雑誌 購読希望アンケートの結果について

*28年9月から10月の2ヶ月間、新聞・雑誌 購読希望アンケートを行った。これまで新聞・雑誌については、リクエストを受けたわけではなく、新聞については貸し出しがないのでシステムで動態が把握できるものではないので一度アンケート調査を行うことで、今後の購入の参考としていきたい。

- ・アンケート項目は、「図書館で読みたい新聞は」「図書館でよく利用している雑誌は」「図書館で読みたい雑誌は」、「よく利用する図書館は」の4項目で、他にアンケート回答者について年代、性別、住まいを回答していただいた。
- ・「図書館で読みたい新聞は」という質問については、山梨日日新聞が最も多く、その次に朝日新聞、日本経済新聞が多く、読売新聞、毎日新聞、産経新聞と続く。現在購読している数は、山日新聞が8館全部、朝日新聞、日経新聞が6館、読売新聞が4館、毎日新聞が2館、産経新聞が1館となっている。現在、購読している数はこのアンケート調査の結果と合っている。ただし、読売と毎日のアンケート結果に大きな差はなかったのにも関わらず、読売4紙、毎日2紙となっているので、こちらは組み換えをしてもいいのかなと考えている。信濃毎日新聞の希望が市内図書館から寄せられている。近県の様子も図書館に来たときには情報を得たいと考えている現われなのかなとも思うので、この点も今後参考としていきたい。
- ・「よく利用する図書館は」という質問については、当然、アンケートを回収した館を利用している人が多いが、市内の他の図書館についても利用している人が多いことも読み取れる。
- ・年代については60代の方が圧倒的に多い
- ・居住地についての質問からは、居住地にある図書館を利用している人が多いが、近隣の図書館も利用している実態が読み取れる。
- ・「読みたい雑誌については」という質問については図書館に入っていない雑誌があがってくるのかと考えていたが、「今日の料理」など複数の館に入っているような雑誌にも回答が多くあった。これはどこかの館には入っているけれども、その方がよく利用される館にはないということなのかなと思われる。市内の図書館でどのような

雑誌を所蔵しているのかという周知が足りていない部分があるのかなと感じる。そのほかには「東洋経済」などの経済関係の雑誌や「週刊文春」などの週刊誌にも多くの回答があった。

- ・「よく利用している雑誌は」という問いについては「文芸春秋」や「暮らしの手帖」などに多くの回答が寄せられている。
- ・こうした回答を来年度以降の新聞・雑誌の購入の参考にしていきたい。

会 長：雑誌の一覧については北杜市図書館で所蔵しているのかが、この資料では分からないので、そうした工夫をしてもらいたい。

事務局：今後はそうしていく。

会 長：新聞についてはこの結果をもとに来年度の購読紙や配置を決めていくことになるのだと思うが、雑誌については来年度から雑誌スポンサー制度を導入するという話が出たが、こうした結果をもとに一覧を作りスポンサーを募集するというのでいいのか。

事務局：この結果も参考に雑誌スポンサーを募集する予定である。

会 長：雑誌スポンサー制度についてはどのように進んでいるのか。

事務局：来年度からスタートする予定で進めている。要綱の策定が3月になる予定である。来年4月から募集をスタートすることになるので、そこからスポンサーを募集し年度途中からになるがスポンサーがついた雑誌については寄贈を受けていきたい。

(2) 各図書館の近況報告について

*各図書館で行った事業、今後予定している事業について資料をもとに説明

以上